

社会福祉法人清光会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営む事ができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
障害者支援施設の経営

- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービスの経営
 - (ロ) 相談支援事業の経営
 - (ハ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清光会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域福祉に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を神奈川県横須賀市武1丁目2074番地の2に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を神奈川県横須賀市武1丁目1977番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員を7名置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員会の委員は、理事会において選任する。
- 4 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 6 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 7 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員の賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。また、補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬)

第9条 評議員に対し、報酬を支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長をおき、議長はその都度選任する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 事業計画及び収支予算書
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな業務の負担及び権利の放棄）
- (10) 公益事業に関する重要な事項
- (11) 解散
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。
（1）監事の解任
（2）定款の変更
（3）その他法令に定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する事とする。
4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わる事ができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長並びに出席した評議員のうち互選した2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項及を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係があるものであってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別の定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヵ月を越える間隔で2回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。また、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において、別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬等を支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置運営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事を持って構成する。

- 2 理事会は、議長をおくことができる。理事長は、議長を兼ねることができる。
- 3 議長は、会議の都度、互選により選任する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わる事ができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長、議長並びに出席した監事は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。

第6章 資産および会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 神奈川県横須賀市武1丁目2074番の2所在の清光園敷地

999.90平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目1977番所在の清光ホーム敷地

251.00平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目1978番所在の清光ホーム敷地

161.00平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目1979番所在の清光ホーム敷地

310.00平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目2079番所在の清光ホーム敷地

238.00平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目2080番所在の清光ホーム敷地

287.00平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目2081番所在の清光ホーム敷地

171.00平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目2085番所在の清光ホーム敷地

727.00平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目2083番所在の清光ホーム敷地

3471.00平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目1983番の5所在の清光会敷地

20.46平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目1983の8所在の清光会敷地

7.27平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目2072番の8所在の清光会敷地

140.00平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目2072番の9所在の清光会敷地

8.20平方メートル

神奈川県横須賀市武1丁目1967番の17・1967番の19所在のグループホーム
かがやき敷地

251.35平方メートル

(2) 神奈川県横須賀市武1丁目2074番の1・2074番の2所在の鉄骨造陸屋根鋼板葺
2階建清光園園舎1棟

409.48平方メートル

(3) 神奈川県横須賀市武1丁目2074番の1・2074番の2所在の鉄骨造陸屋根鋼板葺
2階建作業棟1棟

228.14平方メートル

(4) 神奈川県横須賀市武1丁目1977番・1978番・1979番・2079番・2080番
2081番・2085番所在の鉄筋コンクリート造3階建清光ホーム園舎1棟

2,209.38平方メートル

(5) 神奈川県横須賀市武1丁目1967番の17・1967番の19所在のグループホーム
かがやき 木造瓦葺2階建1棟

141.43平方メートル

(6) 神奈川県横須賀市武1丁目2074番の2所在の鉄筋コンクリート造3階建て清光園
別館1棟

1,200.90平方メートル

(7) 神奈川県横須賀市武1丁目2074番の1の一部所在の軽量鉄骨造平屋建て販売所1棟

17.01平方メートル

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとら

なければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、横須賀市の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、横須賀市の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て株式にかえて保有することができる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準の記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する事などを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域生活支援事業に基づく「日中一時支援事業」
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議委員会の決議を

得て、社会福祉法人の中から選出された者に帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 この法人の所有する株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、横須賀市の許可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を横須賀市に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人清光会の掲示物に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載し行う。

(施行細則)

第44条 この定款の細則については、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長	山田 富吉
理事	安島 惣太郎
”	高 島 滋
”	山 田 泰之
”	石 渡 孝一
”	塚 田 四英郎
”	井 上 武夫
監事	米山 卯三郎
”	井 坂 義夫

附 則

この規則は、昭和53年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年2月22日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年11月7日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年5月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年12月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年3月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年10月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。